

0歳児から2歳児クラスの園児の保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部
幼児保育課長 中川 景司

**【令和4年度】「家庭保育の協力要請」に基づきお休みした場合の
基本保育料の取扱いと還付（返金）の手続きについて**

日頃から文京区の保育施策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和4年度につきましても、「家庭保育の協力要請」期間中に、区からのお願いに基づき自主的にお休み（以下、「自主休園」という。）いただいた場合は、基本保育料の日割り還付を実施いたします。

また、保育園が臨時休園となった場合も、基本保育料を日割り還付いたします。

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、引き続きご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象期間

「家庭保育の協力要請」期間

※新型コロナウイルス感染症の発生等による臨時休園、当該感染症の罹患や濃厚接触による休園については、上記期間にかかわらず還付対象となります。

2 対象施設・事業

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 認可保育所 | (5) 事業所内保育事業（地域枠） |
| (2) 認定こども園（保育所部分） | (6) 定期利用保育事業 |
| (3) 小規模保育事業 | (7) 春日臨時保育所 |
| (4) 家庭的保育事業 | (8) グループ保育室こうらく |

3 対象者

上記2の対象施設・事業を利用する0～2歳児クラスの保護者（文京区民に限る。）

4 基本保育料の取扱いについて

以下の計算式に基づき算出した金額を還金（返金）します。

**還付（返金）額＝ご自身の基本保育料×自主休園した日数（※）÷25日
〈10円未満切捨て〉**

※ 対象期間が1か月間全てとなる月に、全日休園した場合は、25日を上限として計算します。

対象期間が月の途中で開始または終了する月に、全日休園した場合は、対象期間中の施設開所日または25日の少ない方を上限として計算します。

（裏面に続く）

5 還付にあたってのお手続きについて

(1) 提出書類

「還付請求書 兼振込先口座指定（変更）依頼書」

※ 区ホームページからダウンロードのご協力をお願いいたします。

URL : <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/hoikushisetsuunnei.html>

※ 以下の方についてはご提出不要です。

（振込先口座を変更する場合には、提出が必要です。）

（ア）対象のお子さまにつき、令和3年度中に一度でも「還付請求書」をご提出の方

（イ）文京区幼児保育課において保育料口座振替（自動振込）をご登録の方

(2) 提出期限

還付対象となる最初の休園日の翌月末日

(3) 提出先

文京区役所幼児保育課へ直接提出

※感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

〒112-8555 東京都文京区春日 1-16-21

文京区幼児保育課入園相談係（文京シビックセンター12階）

6 振込予定

還付対象となる場合に、別途、通知します

7 その他

(1) 自主休園について、還付の算定日に含むことができるのは、保育の必要性が認められている日のみです（土曜日を還付の算定日に含むことができるのは、土曜日に保育の必要性が認められている方のみとなります。）。

(2) 基本保育料は、例月通りお支払いいただきます。対象期間終了後、文京区において休園状況を園に確認し、指定の口座へお振込みいたします。

(3) 慣れ保育で登園した場合は、登園の実績があるため自主休園には当たりません。

(4) 罹患者及び濃厚接触者となった園児の健康観察に係る休園についても日割還付の対象とします。保育園以外の場所において、園児が濃厚接触者に特定されたことにより休園する場合は、園にご連絡ください。

(5) 令和4年度に限り、「家庭保育の協力要請」期間中に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休園される場合は、「休園届」の提出は不要とし、その期間については、2か月の休園期間上限は適用いたしません。「家庭保育の協力要請」期間内のみ休園する場合は、園に直接ご連絡ください。

(6) 本対応は新型コロナウイルス感染症の状況等により変更となる場合があります。

8 問い合わせ先

幼児保育課入園相談係 TEL 03-5803-1190